

令和2年11月30日

令和2年第5回桂川町議会臨時会

提案理由（あいさつ）

おはようございます。

今年も残すところ1ヵ月となりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止策やGOTOトラベルに代表される経済活動の推進策など相反する政策を推進しなければならない大変困難な局面を迎えていると認識しています。また、これから寒くなる季節を迎え、インフルエンザの流行も気になるところです。新型コロナウイルスに対するワクチンの早期開発や実用化についても、いろいろな報道がありますが、一日も早く穏やかで平常な生活に戻れることを念願するところでございます。

さて、本日は、令和2年第5回桂川町議会臨時会を開催しましたところ、議員の皆様には、公私とも大変お忙しい中にも拘わりませず、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

本日提案します議案は、「桂川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

内容といたしましては、本年10月に人事院が職員の期末手当について支給率を引き下げる勧告を行いました。

12月の期末手当の支給基準日が12月1日であることから、それ以前に条例を改正する必要があるため、臨時議会の開催になったものでございます。

なお、本件につきましては事前に職員労働組合との協議を行い、理解を得ていますことを申し添えておきたいと思っております。

次に、公用車等の事故に伴う和解について2件の専決処分を行いましたので、ご報告させていただきます。

内容につきましては、担当課長がご説明いたしますので、慎重審議のうえ、議決賜りますようお願いいたします